

## 西宮市立山口小学校船坂地区児童通学補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪、神戸の二大都市の間に位置する住宅都市である本市に残された貴重な里山を有する山村地域を活性化するという観点から、小規模学校として小学校を廃校した地域における教育条件の特殊事情を考慮し、旧西宮市立船坂小学校区内（以下「旧船坂小学校区内」という。）に居住し、西宮市立山口小学校（以下「山口小学校」という。）に在籍する児童を対象にした通学に要する交通費を補助することにより、山口町船坂地区における子育て世代の維持及び増加を図り、もって地区全体の振興に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 市長は、旧船坂小学校区内に居住し、山口小学校へ継続的にさくらやまなみバス又は阪急バス（有馬線）を利用して通学する児童の保護者に対し、予算の範囲内において通学補助金の交付を行うことができる。ただし、通学費補助等について他に定めのある場合を除く。

### (補助金の額)

第3条 通学補助金の額は、1箇月の定期乗車券の価格に11を乗じて得た額とする。ただし、年度の中で補助の対象に該当することとなった児童の場合の通学補助金の額は、その日の属する月以降の交付すべき補助金の額を決定するものとする。

### (交付の申請)

第4条 通学補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通学する山口小学校長（以下「校長」という。）を経由して交付申請書（様式第1号）を、市長が指定する日までに、市長へ提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、通学補助金の交付の適否を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の交付決定に異議があるときは、当該交付決定の日から20日以内に、その旨を市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申し出を受けた場合において、その理由が正当であると認めるときは、交付決定を変更することができる。

### (交付決定の変更)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、居住地、通学手段、定期乗車券の価額に変更があった場合、校長を経由して変更申請書（様式第3号）をすみやかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付決定者から前項の規定による申請があったときは、その者に交付すべき補助金の額を決定し、交付決定変更通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 通学補助金の交付は、交付決定者の指定する金融機関の口座へ、市長が指定する金融機関を通じ、口座振込等の方法により行うものとする。

- 2 補助金の交付は、学期を単位として行うものとするが、転出入等により市長が必要と認めるときは、年度を単位として交付することができる。

（補助金の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により、補助金の交付を受けた交付決定者に対して、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 年度途中で旧船坂小学校区外へ転居する児童の保護者は、過払いとなる補助金を返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。